

第2章 第二期三重県次世代育成支援行動計画における取組

2 施策体系

- (1) 地域における子育て支援 36
 - ① 保育等のサービスの充実
 - ② 子育て支援環境の充実
 - ③ 地域との連携による育ちの場の充実
 - ④ 子ども・子育てに関する相談の充実
- (2) 母性、乳幼児をはじめとする子どもの健康づくり支援 42
 - ① 母子保健対策等の推進
 - ② 食生活と健康づくりの推進
 - ③ 思春期のこころの健康づくりの推進
 - ④ 医療の充実
- (3) 心身の健やかな成長のための環境の充実 47
 - ① 健やかな心身を育む教育の推進
 - ② 青少年の健全育成の推進
 - ③ 文化・生涯学習の推進
 - ④ 自然とのふれあい・環境学習の推進
 - ⑤ 防災教育の推進
- (4) 成長支援のための生活環境の整備 53
 - ① 潤いのある快適なまちづくり
 - ② ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ③ 安全な道路交通環境の整備
 - ④ 犯罪のない安全・安心のまちづくり
- (5) 仕事と生活の両立支援 57
 - ① 男女共同参画の推進
 - ② 就労環境等の整備
 - ③ 若者の雇用支援
- (6) 子どもの安全の確保 60
 - ① 犯罪等から守る施策の推進
 - ② 交通安全対策の推進
 - ③ 防災対策の推進
- (7) 社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援 64
 - ① 保護と自立支援
 - ② 児童虐待防止対策の推進
 - ③ 障がい児支援の充実

(1) 地域における子育て支援

① 保育等のサービスの充実

◎ 現状及び課題

多様化する保育サービス等のニーズへの対応や、放課後の子どもたちの遊びや生活の場の確保が課題となっています。

◎ 取組の方向

多様な保育ニーズへの対応のためには、保育所における保育サービスの充実が必要ですが、それぞれの家庭の状況や就労形態などに応じた支援に向けて、地域の実情を踏まえた保育サービスが提供される必要があります。

また、放課後に子どもたちが安心して過ごせる場所を身近な地域社会で確保することも必要です。

取
組
内
容

保育サービス等の充実

- ・ 市町が実施する延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育ニーズの取組を支援します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 地域の実情にあった保育体制の円滑な運営を進めるため、施設の整備や運営に対する支援を行います。(健康福祉部(こども局))
- ・ 保育所の役割や機能が多様化、拡大する中で、それに対応できる保育士等の資質や専門性を高めるための人材育成に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 放課後子どもプランに基づき、地域の実態にあわせて放課後児童クラブの設置や放課後子ども教室事業に取り組むことで、ほとんどの小学校区で何らかの放課後対策が実現できるよう市町を支援します。また、三重県放課後子どもプラン支援会議を設置し研修会等を実施することにより関係者等を支援します。(健康福祉部(こども局))

② 子育て支援環境の充実

◎ 現状及び課題

子育てに不安や負担を感じ、孤立感を深めている家庭のために、身近な地域社会において、適切な助言や支援が得られる環境づくりが求められています。

◎ 取組の方向

子育て等における不安や心配ごとを解消するためには、悩みを気軽に相談でき、支援を得られる関係づくりが必要です。このため、子育て中の家族同士の交流、支援する人々と子育て家庭との出会いの機会の創出、気軽に集まれる場の確保などに取り組めます。

また、このような子育て支援の情報が入手しやすい環境づくりや、支援活動の拡大、人材の育成なども必要です。

地域での子育て支援環境整備

- ・ 地域における子育て家庭の育児支援の拠点となる市町の地域子育て支援センター（※注1）の取組を支援します。（健康福祉部（こども局））
- ・ 保育所・幼稚園等による地域に開かれた子育ての専門機関としての取組を支援します。特に、幼稚園に関しては、関係市町教育委員会と連携して、幼稚園等におけるサービスの質の向上や、専門性を生かした地域の子育て支援の実施などが促進されるよう学校評価等の充実に向けた支援を行います。（生活・文化部、健康福祉部（こども局）、教育委員会）
- ・ 子育てや仕事に忙しい親の育児の不安や負担感を減らし、安心して仕事と子育てができる環境をつくるため、身近で子育て等を援助する組織であるファミリー・サポート・センター（※注2）の設置と機能の充実を支援します。（健康福祉部（こども局））

※注1 地域子育て支援センター：親子教室の開催や育児サークルへの支援、育児相談などに応じる地域の子育て支援の拠点。

※注2 ファミリー・サポート・センター：仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助けあうシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスを受けることができる。

子育て支援ネットワークづくりの推進

- ・ 子育て支援情報の収集・提供、地域子育て支援のコーディネート、交流会等を通じたネットワークづくりを通じて、市町の子育て相談等市町が取り組む子育て支援の充実をはかります。（健康福祉部（こども局））

取組内容

取組内容

- ・ 親としての知識やスキルとして、子どもとのコミュニケーション方法や子どもの能力の伸ばし方などを親同士で学びあうプログラムなど、さまざまなツールを適時に開発し、活用機会の拡大をはかるとともに、これを地域で進めることのできる人材の育成を推進します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 地域全体で子育て中の家族を応援するという気運を醸成するとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、地域の企業・商店等が子育て中の地域の家庭に対し特典やサービスを提供する「子育て家庭応援事業」に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 障がいのある乳幼児、児童生徒および保護者に対して、早期からとぎれのない支援体制を整備します。支援の連携を具体化するため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携・協働し、情報連携ツールとしての「個別の就学支援ファイル」の活用の促進・充実をはかり、地域のネットワークを構築するなど市町の支援を行います。(健康福祉部、教育委員会)
- ・ いじめ問題への対応や非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援を行うとともに、様々な活動を通じて、問題を抱える児童の社会的自立を促進します。(教育委員会、警察本部)

③ 地域との連携による育ちの場の充実

◎ 現状及び課題

子どもたちの社会的規範や他人を思いやる心を育み、人間性豊かな成長を促すためには、地域の教育力を高め、地域で子どもを育てる環境づくりが求められています。

◎ 取組の方向

子どもたちが様々な体験活動等を通して、自ら考え、行動する「生きる力」を育むための環境づくりや居場所づくりなどが様々な場面で展開され、多様な学習環境づくりが進められることが必要です。

地域の教育力が活かされるよう、様々な活動に対し支援を行うことで、地域で子育てをしていこうとする気運が高まることが期待されます。

地域と連携したスポーツ・文化活動等の充実

- ・ 地域の教育力の向上をめざし、放課後や週末に、スポーツや文化活動を通じて、子どもたちの活動を支える地域の指導者などの人材を活用するとともに、子どもたちの社会的規範や社会性を育む取組を支援します。(教育委員会)
- ・ 誰もが、いつでも、気軽に地域の人たちと一緒にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブ(※注3)の育成を支援します。(教育委員会)
- ・ 地域で子どもたちに様々な体験活動等の機会を提供する「子ども体験活動クラブ」(※注4)の設置を支援します。(教育委員会)
- ・ 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った「子どもと本をつなぐ」取組を推進します。(教育委員会)

※注3 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴をもつスポーツクラブ。

※注4 子ども体験活動クラブ：子どもたちが、様々な体験を通じて豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むことができるよう、市町が設置する子どもの体験活動を推進するための組織。

取組内容

子どもが育つ環境づくりの推進

- ・ 地域の企業や子育て支援団体が自由に連携しながら、子どもや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」による活動を支援します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 企業や地域の大人によるさまざまな支援を受けて、子どもたちの活動機会の拡充に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 子どもたちの活動の実践を支えるとともに、地域の中で「子育て」支援への理解促進や子どもたちの活動の拡大に取り組む人材を養成します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 電話相談と面接相談を通して、子どもとの関わり方などについて一緒に考え、支援します。(教育委員会)
- ・ 「子育て」をささえる観点に立ち、子どもの権利条約にうたわれた4つの権利を大切にすることを基本的な考え方とする「三重県こども条例(仮称)」の制定に取り組みます。(健康福祉部(こども局))

④ 子ども・子育てに関する相談の充実

◎ 現状及び課題

子育てに関する心配ごとを相談できる機会が減っています。子育て中の保護者が気軽に相談して助言を受けられることができる場づくりが課題です。

◎ 取組の方向

保護者がいつでも気軽に相談できる体制づくりを行い、状況に応じて適切な機関への紹介や対応が行えるよう関係者間の情報の共有化などが必要です。

また、市町等がそれぞれの役割を果たし、必要に応じ連携をはかることで、それぞれの相談活動を充実していくことが必要です。

子どもや子育てに関する総合的な支援の充実

- ・ 市町が実施する児童相談等に関し、支援を行います。(健康福祉部(こども局))
- ・ 子育て家庭における保護者・親族はもとより、子ども自身からの悩みも含めて、電話による相談や各種専門機関における相談機能の充実をはかります。また、児童相談所においては相談にとどまらず必要に応じて知能検査等の専門的な診断を行います。(健康福祉部(こども局))
- ・ 小児科医が夜間に直接電話相談を受ける「みえ子ども医療ダイヤル」など医療機関との連携をはかり、こどもの急な病気、事故、薬に関して、保護者の不安軽減に努めていきます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 健康福祉部、教育委員会、警察本部が連携した「みえ少年総合相談」において、学校や補導センター等からの相談に応じ、複合的な課題を抱える事案に迅速かつ適切な対応を行い、課題解決に向けての支援を行います。(健康福祉部(こども局)、教育委員会、警察本部)
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域における身近な相談相手です。情報の提供や研修を充実し、相談活動を支援します。(健康福祉部)

取組内容

(2) 母性、乳幼児をはじめとする子どもの健康づくり支援

① 母子保健対策等の推進

◎ 現状及び課題

妊娠から出産、育児と続く過程では、喜びとともに健康面で不安に陥ることも少なくありません。安心して出産・子育てができるよう、必要な情報や助言の提供、適切な支援が課題です。

◎ 取組の方向

母子の健康に関するサービスへのニーズの多様化・複雑化に対応するために、母子保健対策を充実するとともに、地域社会において正しい知識を普及し、身近なところで支援活動が広がる必要があります。

母子保健対策等の推進

- ・ 「健やか親子いきいきプランみえ」により、市町や医療機関等の関係機関、NPO等の関係団体などとともに、親と子の総合的な健康づくりに取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から産科や小児科医療機関・市町等と連携し、出産前後の親子支援体制づくりに取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 新生児を対象に、先天性代謝異常等のマス・スクリーニング検査(※注5)を実施し、異常を早期発見します。また、身体に障がいのある児童等に対して、生活の能力を得るために必要な医療(育成医療)に要する費用の負担を行います。(健康福祉部(こども局))
- ・ 未熟児や障がい児など、専門性の高い支援を必要とする子どもたちが、早期に適切な地域サービスを受けられるよう、保護者のこころのケアや家庭支援プログラムなどを実施できる体制をつくりまします。(健康福祉部(こども局))
- ・ 出産後、間もない母親の不安を軽減し、子育ての孤立化を防ぐことを目的として市町が実施する新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等への取組を支援するため、指導者研修会等により人材育成に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 子育て環境を整備するため、市町が義務教育就学前までの児童に対して実施する医療費助成事業を支援し、費用の一部を補助します。(健康福祉部)
- ・ 思春期の心身の発達や問題に対し、相談や健康教育の機会を通して、子どもたちが正しい知識を持ち、主体性を培って自立できるよう支援します。(教育委員会)
- ・ 不妊に関する悩み等に対応するため、不妊専門相談センターにおいて不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の一部を助成します。(健康福祉部(こども局))

取組内容

※注5 マス・スクリーニング検査：集団で行う選別検査。

歯と口の健康づくり支援

- ・ 乳幼児健診の口腔衛生指導について、充実した指導ができる体制を整えていきます。さらに、学校では噛むことを推進する食育をとおした歯科保健の重要性を啓発していきます。（健康福祉部）
- ・ 児童のう蝕の現状を把握し、改善に向けて、学校歯科保健関係者が情報交換できる場を増やしていきます。フッ化物洗口実施施設は、現在、幼稚園・保育園が中心ですが、今後は小学校での実施をめざします。（健康福祉部）

取
組
内
容

② 食生活と健康づくりの推進

◎ 現状及び課題

子どもの心身の成長や、豊かな人間性を育むために、健全な食生活はとても重要です。発育・発達の重要な時期にある子どもたちの健康的な食生活の確保が課題です。

◎ 取組の方向

子どもが食を通して健やかに育つよう、健康な食習慣を身に付けたり、家庭における食事づくりや食卓を囲んだ家族のコミュニケーションづくりなど、家庭、学校等を通じて「食育」や「食べる力」を身につけるために子どもに働きかけることが必要です。

食環境の整備

- ・ 県民一人ひとりの健康的な食生活の形成をはかるため、県、市町、団体、NPO 等が協働して、一層の食育の推進を行います。(健康福祉部、農水商工部)
- ・ 給食施設の巡回指導計画を作成し、食育の視点も捉えた指導を行うことで、効率的で効果的な指導をめざします。(健康福祉部)
- ・ 「健康づくり応援の店」において、健康に配慮した食を提供するとともに、健康づくりに関する情報を発信する拠点として、協働をはかります。(健康福祉部)
- ・ 地域の食や子育て、健康管理に関する人々の食育活動に向けた資質の向上と意欲の向上をはかるとともに、地域機関を中心に市町の枠や職域を超えた広域的な取り組みを実施します。(健康福祉部)
- ・ 健康づくり活動の基礎資料とするため、引き続き、食生活習慣と生活習慣病に関する調査を実施します。調査への協力が得られるよう、地域状況に応じた調査日時の設定に配慮します。(健康福祉部)
- ・ 幼児期からの食事の重要性を保護者等に啓発を行うとともに、保育所等での健康教育の実施を支援します。(健康福祉部)

地産地消を通じた子どもの元気づくり

- ・ 食生活や人格の形成期にある子どもたちを対象に、地産地消の観点から「みえ地物一番給食の日」等を通じた給食への地域食材の導入、これを活用した食農教育の実践、健全な食生活の理解の促進について、各分野が連携して取り組みます。(農水商工部、教育委員会)

取組内容

③ 思春期のこころの健康づくりの推進

◎ 現状及び課題

こころの発達による変化が大きい思春期においては、周囲の正しい理解と支援が課題です。

◎ 取組の方向

家庭、学校、地域社会等において、思春期のこころの発達についての理解が共有されるとともに、関係者の連携による適切な対応が必要です。

また、青少年のひきこもり等については、専門機関と周囲の関係機関、関係者の連携が必要です。

取組内容

こころの健康づくりの推進

- ・ 県民がこころの健康づくりの重要性を認識できるよう、シンポジウムや研修会等を継続して実施していきます。また、自殺に対する正しい知識を持ち適切な対応ができるよう、自殺予防のための普及啓発を推進します。(健康福祉部)
- ・ 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職場、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備するとともに、これまで養成したリスナー(こころの健康づくりをサポートできる人)の地域における有効な活用を検討し、資質の向上をはかるためのスキルアップ研修を継続して実施します。(健康福祉部)
- ・ ひきこもりに対する先入観や偏見をなくすために引き続き正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、他機関との連携を強化して相談体制を充実させていくとともに、長期化・高齢化したひきこもりへの対応方法について情報集積に努めます。(健康福祉部)
- ・ 地域における精神保健福祉活動を展開していくために、市町のニーズに合った支援を行い、職員や関係者のレベルアップを推進していきます。(健康福祉部)
- ・ 引き続き、災害時のこころの健康被害への対応やASD(※注6)、PTSD(※注7)の人への適切な支援ができるような研修を実施するとともに、地域におけるこころの危機管理体制の整備に向けて取り組みます。(健康福祉部)
- ・ 教育相談に関する研修会を実施し、学校における児童生徒の悩みや不安に対する理解と適切な支援が行えるよう、教職員の資質向上をはかるとともに、困難なケース等については専門的教育相談を充実し、市町の取組を支援します。(教育委員会)

※注6 ASD：急性ストレス障害

※注7 PTSD：心的外傷後ストレス障害

④ 医療の充実

◎ 現状及び課題

小児科医、産婦人科医が不足しています。周産期医療体制や小児救急医療体制の整備などが課題です。

◎ 取組の方向

小児科医、産婦人科医の確保や、周産期医療体制、小児救急医療体制の整備について関係機関との緊密な連携をとりながら、地域ニーズに応じた医療提供が必要です。

取組内容	<p>患者本位の医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町がそれぞれの地域において、子どもの急な病気やけがに適切に対応できる小児救急医療体制を整備するよう支援します。(健康福祉部) 県民の医療に関する正しい知識や地域医療に対する理解を深めるための啓発に取り組むとともに、医療従事者の資質向上をはかります。また、医療機関と地域の住民との対話を促進することにより、地域のさまざまな主体が地域医療を支えていく体制整備をめざします。(健康福祉部、教育委員会) 県民が安心して医療を受けることができるよう、関係する団体等と協力して、医療従事者等を対象に研修会を開催するとともに、苦情や相談に適切に対応します。(健康福祉部) 県民一人ひとりの状況に合った適切な医療機関への受診をしやすいするため、県民の様々なニーズに応じた情報提供を充実します。(健康福祉部) 医師修学資金貸与制度の活用等により、県内に定着する医師を確実に増やすとともに、関係機関と連携して、地域医療に従事する医師の養成と地域への定着促進に向けた取組を進めます。(健康福祉部) <p>夜間の電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の小児救急医療体制の補強と患者の症状に応じた適切な助言を提供するため、三重県小児科医会と連携し、子どもの病気、事故、薬に関する小児夜間医療・健康電話相談事業「みえ子ども医療ダイヤル」を実施します。(健康福祉部(こども局)) (41頁「子ども・子育てに関する相談の充実」参照) <p>周産期医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の妊産婦、新生児の受入体制を確保し高度専門医療を提供できるよう、周産期救急搬送体制を検証するなど、周産期医療体制を確保します。(健康福祉部(こども局))
------	--

(3) 心身の健やかな成長のための環境の充実

① 健やかな心身を育む教育の推進

◎ 現状及び課題

子どもが将来、自立して社会参画できる能力を育成するため、学力の定着・向上とともに、身につけた知識や技能を活用できる力を育むことが課題となっています。

◎ 取組の方向

次代の担い手である子どもたちが、その能力や個性を伸ばし、自ら学び、考え、判断する「生きる力」を育むとともに、家庭・学校・地域が連携して子どもたちが規範意識や社会性を身につけたり、こころの悩みや不安を解消できたりする取り組みを進める必要があります。

取組内容

健やかな心身を育む教育の推進

- ・ 児童生徒一人ひとりに応じた少人数教育の推進や教職員の実践的な指導力の向上に向けた取組などを通して、児童生徒の学習意欲を高め、基礎的・基本的な学力の定着をはかります。(教育委員会)
- ・ 公立の小中学校、県立学校が児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを進めるために、「学校経営品質」向上活動の一層の推進に取り組みます。また、教職員の専門的な知識・技能や使命感を高め、信頼される人材の育成に取り組みます。(教育委員会)
- ・ 学校を拠点に、保護者や地域住民が、子どもとともに取り組む地域活動を通して、子どもたちの規範意識や社会性を高める取組を進めます。また、深刻な問題行動には、専門家や関係機関との連携により対応します。(教育委員会)
- ・ 子どもたちがひとりで悩みを抱えることなく、安心して学校生活が送れるよう、スクールカウンセラー(※注8)等の配置や教職員の資質向上による相談体制の確立をはかるとともに、いじめなどの問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応の取組を充実します。
また、教育相談専門研修講座、教育相談継続的支援研修会等によって、各学校の教育相談体制の中核を担う教職員を育成し、学校のカウンセリング機能の充実をはかります。(教育委員会)
- ・ 不登校児童生徒の社会的な自立をめざし、各地域において不登校児童生徒の支援の核となっている教育支援センター(適応指導教室)等の取組を支援するとともに、NPO等関係団体との協働をすすめます。(教育委員会)
- ・ 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った「子どもと本をつなぐ」取組を推進します。(教育委員会)(再掲)
- ・ 子どもたちの体力を向上させるため、体育の授業をより充実させるとともに、運動部活動へ外部指導者を派遣するなどの支援を行います。(教育委員会)

取組内容

- ・ 地域の食文化の体験や学校給食への地域食材の導入等により、子どもたちの郷土への関心や健全な食生活を実践できる能力を育みます。(教育委員会)
- ・ 幼稚園が地域の幼児教育センターの役割を果たし、幼稚園と保育所及び小学校が、それぞれ連携を進めることにより、幼児教育(保育)の振興をはかる取組を進める市町を支援します。(生活・文化部、教育委員会)
- ・ 学校が家庭や地域と連携し、子どもと保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じて、人権意識の高揚をはかります。(教育委員会)
- ・ 私立学校における独自の建学精神に基づく個性豊かで多様な教育の推進を支援するとともに、保護者・生徒等の修学上の経済的負担の軽減をはかるため、学校運営にかかる経常費の助成を行います。(生活・文化部)
- ・ 勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒や学生に対し、教育の機会均等などはかるため、奨学金の貸与等を行います。(教育委員会)
- ・ 不就学調査の結果等をもとにして、不就学となっている外国人の子どもたちへの就学の働きかけ等を地域住民、NPO、学校、行政等が連携・協働して取り組んでいくしくみづくりを進めます。(教育委員会)
- ・ 外国人の子どもやその保護者に対して、進路選択の情報が十分に提供されておらず、日本の職業に対する理解が難しい状況があるため、将来の職業を考えるきっかけとして、多言語の職業案内ツール「キャリアガイド」の作成・普及などに取り組みます。また、医師・看護師をめざす外国人学生を対象とした奨学金制度により、外国人の子どもが、日本社会で自立するための支援に取り組みます。(生活・文化部)
- ・ 本国から本国と同等の学校との認定を受け、本県から各種学校認可を受けている私立外国人学校に対して、助成を行います。(生活・文化部)
- ・ 市町、大学、関係機関等でそれぞれに作成されている外国人児童生徒の受入の手引き及び日本語指導等の教材・指導方法のデータベースの更新、教師用の「日本語指導の手引き」の作成及びその活用の促進などにより、外国人児童生徒やその保護者に対する指導・支援を充実させます。(教育委員会)

※注8 スクールカウンセラー：学校における相談機能の充実をはかるため、学校に配置している臨床心理士など、児童生徒の心の問題に関する専門家。

② 青少年の健全育成の推進

◎ 現状及び課題

地域社会において、青少年の活動の場や住民とのふれあいの機会が少なくなってきました。また、青少年による問題行動の深刻化、複雑・多様化が指摘されています。

青少年が社会の一員として生きていくために必要な社会規範やルール、自立性、社会性を身につける体験機会の提供や、青少年をめぐる事件を未然に防止するための対応が課題です。

◎ 取組の方向

青少年に対する体験機会の提供や青少年自らが自主的に活動できる取組を支援することが必要です。

また、犯罪や非行に巻き込まれる事態を未然に防止するため、地域社会における様々な取組が必要です。

青少年健全育成の総合的な取組の推進

取
組
内
容

- ・ 行政、学校、家庭、地域や関係団体などが連携を強化し、多様な主体の参加による青少年対策活動の展開、青少年対策活動への参加者の拡大及び社会全体で青少年対策活動に取り組んでいくという気運の醸成に取り組めます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 青少年にとって有害な環境を浄化するため、関係機関やボランティアとの連携を密にした、情報交換会や合同立入調査を積極的に実施するとともに、関係事業者に対し自主的な措置を講ずるよう働きかけていきます。(健康福祉部(こども局))
- ・ インターネット上の犯罪や有害情報から青少年を守るため、青少年や保護者、地域住民等に対し、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成をはかる啓発活動を実施します。また、関係機関、団体及び地域等と連携して、インターネットに関する事業者に対し自主的な措置を働きかけ、青少年が利用するパソコンや携帯電話等へのフィルタリング・ソフト又はサービスの設定等の促進に努めます。(健康福祉部(こども局)、警察本部)
- ・ 学校等の関係機関や関係団体、地域ボランティア等と連携し、薬物乱用防止教室等を通じて薬物の乱用をはじめ飲酒、喫煙などの防止に関する教育を行います。(健康福祉部、警察本部)

③ 文化・生涯学習の推進

◎ 現状及び課題

多様化・高度化した学習ニーズに対応するため、多様な学びの環境づくりや、生涯にわたっての学習の機会の提供が求められています。

◎ 取組の方向

誰もが、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて、生涯にわたって学ぶことができるよう、様々な関係機関や団体等が連携を図りながら、魅力ある学習の機会や情報を提供できる環境をつくっていくことが必要です。

取組内容	<p>文化・生涯学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが受講できる講座や子ども向けのイベントなど、魅力ある学習内容や学習機会の情報を提供するため、関係機関とも連携しながら三重県生涯学習情報提供システムの充実をはかります。(生活・文化部) ・ 図書館や美術館など文化・生涯学習施設が実施する事業をさらに魅力あるものにし、子どもだけでなく親子で行きたくなるような施設づくりに努めます。(生活・文化部) ・ 次世代を担う子どもたちが本物の文化を体験できる機会を提供するとともに、学校等が利用しやすい仕組みづくりに関係機関と連携しながら取り組みます。(生活・文化部) ・ 新しい博物館の整備を進めるうえで、子どもたちが博物館について考えるワークショップなどを実施し、楽しみ、学び、成長できる博物館づくりを子どもが自ら考え、参画する仕組みづくりに取り組みます。(生活・文化部)
------	---

④ 自然とのふれあい・環境学習の推進

◎ 現状及び課題

都市化や生活スタイルの変化により、子どもたちが自然にふれ、自然から学ぶ機会が少なくなっています。豊かな自然にふれる機会をより積極的に提供していくことが課題です。

◎ 取組の方向

子どもたちが自然にふれることは、自然の営みや命のひとつとしての人間の存在を確認する場となります。子どもたちが遊びや野外活動を通して、自然にふれ、学ぶことができるよう地域の関係者による機会の提供などが必要です。

取組内容	<p>子どもたちをつなぐ環境学習の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然や命を尊ぶところを育むため、「こどもエコクラブ」の会員募集を進めるほか、環境学習情報センターでは、多様な主体との連携により、様々な講座を体系的に進めます。また、自然体験活動を通じた森林環境教育を効果的に実施するため、県民の森等の適正な維持管理を行うとともに、体験学習の機会を充実していきます。(環境森林部) <p>子ども・子育て家庭にも配慮した多様な交流と地域の資源活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然や伝統文化を多く残す農山漁村は、子どもたちが自然や農林水産業などにふれあい自然の営みを学ぶ場となることから、農山漁村の景観づくりや都市と農山漁村の交流を促進します。また、子どもたちの生きる力を育むため、小学生を対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動を推進します。(農水商工部)
------	---

⑤ 防災教育の推進

◎ 現状及び課題

これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきました。その被災経験や教訓を踏まえた防災教育の充実や、必要な人材の育成を行い、地域の防災力を高めることが求められています。

◎ 取組の方向

多様な主体との連携による防災教育の推進と、地域防災力の向上を担う人材の育成が必要です。

取組内容	<p>防災教育の推進と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の防災力を高めるため、市町・防災関係機関・自主防災組織・ボランティア等と連携し、学校や地域における防災教育を推進します。(防災危機管理部、生活・文化部、教育委員会) 地域防災力の向上に重要な役割を果たす多様な主体による防災リーダーの育成を推進します。(防災危機管理部)
------	--

(4) 成長支援のための生活環境の整備

① 潤いのある快適なまちづくり

◎ 現状及び課題

子どもの健やかな成長には、日常の生活空間における安全や快適性が求められます。生活環境の整備にあたっては、子どもや子育て家庭にも配慮して実施することが課題です。

◎ 取組の方向

道路や公園などの環境を整備するにあたっては、子どもや子育て家庭の視点を取り入れ、子どもたちの安全や安心を確保する取組が必要です。

子ども・子育て家庭にも配慮した安全で快適なまちづくり

- ・ 街路事業により市街地の利便性、快適性、安全性を高めます。(県土整備部)
- ・ 道路、公園等公共施設と住宅の一体的な整備を行い、災害に強い利便性の高い市街地の形成を促進します。(県土整備部)

子ども・子育て家庭にも配慮した潤いのある都市空間の整備

- ・ 県民のみなさんの憩いの場となるとともに、災害時においては避難場所あるいは防災拠点ともなる都市公園の充実をはかるため、県営公園等の整備促進に努めます。(県土整備部)
- ・ 開園している県営公園について、公園来訪者が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理を行います。(県土整備部)
- ・ 地域住民、公園利用者等のニーズ把握を行い、積極的な参画を促すことにより、公園利用の活性化、利用者の増加をめざします。(県土整備部)

取
組
内
容

② ユニバーサルデザインのまちづくり

◎ 現状及び課題

子どもや妊娠している人、赤ちゃん連れの人など、誰もが暮らしやすいまちづくりが求められています。

◎ 取組の方向

子どもや妊娠している人、赤ちゃん連れの人なども外出しやすく、利用しやすい施設やまちづくりが必要です。誰にとっても安全で暮らしやすいユニバーサルデザイン（※注9）のまちづくりをみんなで協働して進めることが必要です。

※注9 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいよう、あらかじめ、施設、製品、制度などを設計すること。

ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ 子どもや妊娠している人など、さまざまな人にとって暮らしやすいまちづくりをめざすため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（※注10）に基づくユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会や、県庁内のユニバーサルデザインのまちづくり推進本部の開催等を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めます。（健康福祉部）
- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくりをめざすユニバーサルデザインの理念の普及と活動の地域展開をはかるため、市町、団体、民間事業者、県民と協働し、学校や事業所等での普及啓発活動など、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現を目指した取組を進めます。（健康福祉部）
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」および「バリアフリー法」（※注11）に基づき、不特定多数の人が利用する公共的施設について、誰もが安全で快適に利用できるよう、事業者や設計者への研修会等による整備基準等の周知・徹底を進めます。（健康福祉部）

※注10 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例：平成19年3月20日公布 三重県条例第17号 平成19年4月1日施行

※注11 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 平成18年12月施行

取
組
内
容

③ 安全な道路交通環境の整備

◎ 現状及び課題

子どもたちが交通事故の犠牲となる場合が少なくありません。子どもたちを守るため安全・安心な交通環境づくりが求められています。

◎ 取組の方向

生活道路や通学路を中心に安全な歩行空間を確保するため、信号機の設置や歩道整備など交通安全施設の整備をはかります。

取
組
内
容

安全な道路交通環境の整備

- ・ 信号機の新設・改良、道路標識等の整備、歩道整備、交差点改良、事故危険箇所対策等を計画的に推進し、歩行者の移動等の円滑化や、生活道路における安全な歩行空間の確保、幹線道路における交通の流れの円滑化等をはかります。(県土整備部、警察本部)

④ 犯罪のない安全・安心のまちづくり

◎ 現状及び課題

安全・安心を実感できるまちづくりの推進が課題です。

◎ 取組の方向

地域における犯罪抑止力を高めるため、犯罪に遭いにくい環境の整備が必要です。

取 組 内 容	<p>犯罪のない安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが犯罪の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等において犯罪等の防止に配慮した環境整備に努めます。(生活・文化部、県土整備部、警察本部) ・ 侵入犯罪の防止のため関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や防犯機器の普及促進をはかります。(生活・文化部、警察本部)
------------------	---

(5) 仕事と生活の両立支援

① 男女共同参画の推進

◎ 現状及び課題

性別による固定的な役割分担意識を有する人の割合はまだ高い傾向にあり、男女共同参画についての理解を一層深めていくことにより、男女がともに協力して子育てができる環境づくりが課題です。

◎ 取組の方向

男女がともに協力して子育てができるよう、男性の子育てへの参加などについて社会全体の意識を高めるとともに、働き方の見直しや育児休業の取得などを促進していくことが必要です。

取組内容

家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

- ・ 男女が、子育て、介護、家事等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を果たす意識および社会全体で支援する意識を高めるため、普及啓発を行います。(生活・文化部)
- ・ 多様なニーズに対応し、市町等が実施する延長保育、一時保育等の保育サービスの充実などを支援します。(健康福祉部(こども局))(36頁「保育等のサービスの充実」参照)
- ・ 企業等での男女共同参画への取組状況を把握するとともに、働く場における男女間の格差解消や女性の能力発揮などに積極的に取り組む企業の表彰等を行います。(生活・文化部)
- ・ 働く場における男女間の格差解消や女性の能力発揮など、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいる企業の事例紹介などを積極的に行い、それぞれの企業において職場における男女共同参画が主体的に取り組まれるよう支援します。(生活・文化部)
- ・ 農山漁村での男女共同参画を推進する中心的リーダーとして、農村・漁村女性アドバイザーを認定、育成するとともに、農業委員会等の地域での方針決定の場への女性の登用、女性起業家の育成、家族経営協定(※注12)の締結などを推進します。(農水商工部)
- ・ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。(農水商工部)
- ・ 女性が就業をはじめとした社会参画を通じて、自己の能力を十分発揮できるように、「みえチャレンジプラザ」(※注13)での相談事業等により、個人の状況に応じた支援を行います。(生活・文化部)

※注12 家族経営協定：農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間での話しあいによって合意されるルールのこと。協定の内容は農業経営にかかわる労働時間・労働報酬・経営委譲に関するもの、生活経営に関する家事労働・家計費・資産の譲渡に関するものなどである。家族経営協定を結ぶことの利点としては、女性(妻)の共同経営者としての地位や役割が明確になり、近代的な農業経営が確立するとされているなどがある。

※注13 みえチャレンジプラザ：女性の社会参画を支援するための拠点として、県が四日市市内に開設した施設。

② 就労環境等の整備

◎ 現状及び課題

子育てと仕事を両立することが難しく、負担や不満を感じている割合が高くなっています。仕事と生活のバランスがとれた、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができる就労環境づくりが課題です。

◎ 取組の方向

働く側、雇う側の双方が協力して、働きながら子育てをしやすい職場風土としくみづくりに取り組み、就労環境を整備していく必要があります。

取組内容	<p>いきいきと働くことができる就労環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働く人たちの給与や休暇等の労働条件に関するルールや疑問などに適切に応えるために設置している「三重県労働・生活相談室」を積極的にPRするとともに、相談者へ適切なアドバイスを行い、働く人などの安心感の向上に努めます。また、高校等を対象に具体的な相談事例なども交えた働くルールの出前講座を実施します。(生活・文化部) ・ 子育てや仕事に忙しい親の育児の不安や負担感を減らし、安心して仕事と子育てができる環境をつくるため、身近で子育て等を援助する組織であるファミリー・サポート・センターの設置と機能の充実を支援します。(健康福祉部(こども局))(再掲) ・ 中小企業で働く人々の福利厚生を支援する中小企業勤労者福祉サービスセンターのPRを中小企業に対して積極的に行います。(生活・文化部) ・ 勤労者や若者が必要とする労働・生活に関する各種諸制度の情報をホームページ等情報発信媒体により積極的に発信していきます。(生活・文化部) ・ 子育て家庭の「仕事と生活の調和」の実現に向け、関係機関、関係団体と連携して啓発を行うとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定のためのアドバイザー派遣を行うなど、企業における取組を支援します。(健康福祉部(こども局))
------	--

③ 若者の雇用支援

◎ 現状及び課題

雇用環境が厳しい状況のなか、不本意ながら不安定就労を選ばざるを得ない若者も少なくありません。若者が、結婚や子どもをもつことなども含めた自分の将来を見通せるように支援する等、若者への雇用対策が課題です。

◎ 取組の方向

若者が将来設計を立てられるよう、社会全体で支援していくことが必要です。若者の安定した雇用促進に向けて、多様な主体が協働する地域の実情に応じた取り組みが必要です。

若者の雇用支援

- ・ 若年者の就職を支援するため、国と県で一体となって運営する「おしごと広場みえ」を中心に、職業観の醸成、キャリア形成能力の向上、職業相談、雇用関係情報の提供、キャリアカウンセリング、就職支援のためのセミナー、職業紹介などのサービスをワンストップで提供するとともに市町や経済団体等と連携し出張相談や合同企業説明会を実施します。(生活・文化部)
- ・ 若年者の自立や就職を支援する関係機関との連携を深め、就職に必要な基礎的な能力の習得とインターンシップを組み合わせた講座を県内各地で実施します。(生活・文化部)
- ・ 若年求職者の職業観・勤労観の醸成をはかり、就職活動の実践的能力を高める講座やカウンセリング等で構成するセミナーを実施し、若年求職者の円滑な就職に向けた支援を行います。(生活・文化部)
- ・ 児童生徒が、望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、キャリア教育を推進します。さらに、高校生が希望する業種・職種・地域に就職できるよう、就職支援を行います。(教育委員会)
- ・ 農林水産業への就業に興味をもっている若年者に対し、農林水産業の知識を身につけるセミナー、短期研修、情報提供等を行い、就業機会の拡大を進めます。(農水商工部)
- ・ 求職者、事業主が、雇用関連情報を迅速かつ手軽に入手できるよう、インターネットや各種広報媒体を活用した情報提供を推進します。(生活・文化部)

取組内容

(6) 子どもの安全の確保

① 犯罪等から守る施策の推進

◎ 現状及び課題

全国的に子どもが被害者となる犯罪や子ども同士での生命を脅かすような事件が発生しています。こうした事件が発生する背景には、様々な要因が考えられますが、地域の連帯意識の低下もその一因と思われます。

◎ 取組の方向

犯罪被害の未然防止に向けて、地域の子どもは地域で守るという気運の醸成や、地域住民が一体となって主体的な活動を進めていくことが必要です。

取組内容

犯罪からの被害防止

- ・ 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」(※注14)に基づき、子どもの被害防止に努めます。(全部局)
- ・ 県内の全交番に交番相談員を配置し、相談・要望等に適切に対応するとともに、交番付近等における通学児童等の見守り活動を行い、安心感の醸成と犯罪防止をはかります。(警察本部)
- ・ 「安全・安心まちづくり」に向け、県民が安心して暮らせる防犯サポート、犯罪のないまちづくり活動支援などの事業を実施するとともに、高校や大学等への出前講座を実施するなど青少年への消費者教育を一層充実していきます。(生活・文化部)
- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るため、自主防犯活動団体に対し、犯罪情報等の発信、協働パトロールの実施等により、その活動を支援するほか、子どもへの声かけ事案等を認知した場合は、地域住民等に対して不審者情報の提供を行うとともに、行為者の検挙・警告等を積極的に行います。(警察本部)
- ・ 地域の「生活安全センター」である交番・駐在所を拠点として、犯罪やその前兆となる声かけ事案等の多発地域を重点としたパトロール活動を強化するとともに、地域に密着した情報の発信に努めます。(警察本部)
- ・ 老朽化が著しく、狭隘な交番・駐在所を対象にバリアフリー化や相談室の設置等に配慮した整備を進め、施設の充実化等による利便性の向上をはかり、地域の安全・安心のよりどころとしての機能の充実に努めます。(警察本部)
- ・ 安全安心な学校づくりを推進するため、総合的な学校安全計画の策定や不審者の侵入、登下校時の安全確保のための危険等発生時対処要領の整備を行うとともに、子どもたちの危険予測・回避能力を育成するための防犯訓練や防犯教室、地域安全マップづくり等の取組を促進し、地域ぐるみの安全体制整備を支援します。(教育委員会)

取
組
内
容

- ・ 学校付近や通学路等において学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するためスクールサポーター制度の拡充をはかります。(警察本部)
- ・ 被害を受けた子どもたちが、安心して相談できる施設の整備、受理体制の充実に努めるとともに、被害児童の精神的軽減等のため、立ち直り支援体制の強化をはかります。(警察本部)

※注 14 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例:平成 16 年 3 月 23 日公布 三重県条例第 2 号 平成 16 年 10 月 1 日施行(改正:平成 17 年 10 月 21 日、平成 19 年 3 月 20 日)

② 交通安全対策の推進

◎ 現状及び課題

子どもたちが交通事故の犠牲者となる場合が少なくありません。交通安全意識の高揚が求められています。

◎ 取組の方向

交通安全意識の高揚に向けた学習に県民みんなで取り組み、交通被害防止に努めることが必要です。

取 組 内 容	<p>交通安全対策の推進による被害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの交通事故被害防止に向け、シートベルトやチャイルドシートの着用の徹底、自転車乗用時の乗車用ヘルメットの着用の推進、幼児二人同乗用自転車の普及促進をはかるとともに、児童生徒などに対する交通安全教育・啓発活動を一層充実していきます。(生活・文化部、警察本部) 地域における人材育成、活動体制の整備を進めながら、地域特性に応じた多様な活動が活発に展開されるよう支援します。(生活・文化部、警察本部) 交通事故等に関して高度な分析を行い、人的・地理的要因を明確にしながら有効な対策を進めるとともに、分析結果を県民に情報提供します。(警察本部) <p>事故後の対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故後の損害賠償、示談の進め方について、中立的な立場で相談や指導、助言を行います。(生活・文化部)
------------------	--

③ 防災対策の推進

◎ 現状及び課題

地震や風水害などの自然災害への備えの重要性が増すなか、子どもや妊産婦などの災害時要援護者に対する支援をはじめ、地域防災力を向上し災害に強い地域社会を構築することが求められています。

◎ 取組の方向

子どもや妊産婦などの災害時要援護者に対する支援等、地域防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、「公助」としての県、市町の防災力を強化することが必要です。

防災対策の充実等による被害防止

- ・ 「三重県防災対策推進条例」の趣旨を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、「三重風水害等対策アクションプログラム」(※注 15) 及び「第2次三重地震対策アクションプログラム」(※注 16) を着実に進め、自然災害全般にわたる総合的な防災対策を推進します。(防災危機管理部)
- ・ 「自助」「共助」による減災対策を進めるために、家庭や地域における自主的な防災活動の活性化や、消防団活動の充実強化により、地域防災力の向上を促進します。(防災危機管理部)
- ・ 地震対策を促進するため、市町が実施する津波や孤立対策などへの支援、公的な避難所の耐震化、医療体制の確保、安全な避難所の確保、住まいの耐震化などによる地震に強い地域づくり、救援・復興を支える道路網の確立などを進めます。(防災危機管理部、県土整備部、教育委員会)
- ・ 災害発生時においても、県、市町、消防本部、その他防災関係機関との間の通信を確保するため、無線を使用した三重県防災通信ネットワークシステムを整備し、信頼性確保及び迅速な防災情報の伝達・収集に努めます。また、県民の安全・安心の確保を目指し、県民の生命と財産を守るために、総合防災ホームページ「防災みえ.jp」、メール配信サービスを整備し、気象情報、被害情報等をリアルタイムで提供します。(防災危機管理部)
- ・ 次代の社会を担う子どもたちや地域社会を風水害などの自然災害から守るため、砂防施設の整備とともに、土砂災害の関連情報、河川の水位や雨量の情報を住民と行政が共有できるように情報提供を進めます。(県土整備部)

※注 15 三重風水害等対策アクションプログラム：平成 21 年度策定
 ※注 16 第2次三重地震対策アクションプログラム：平成 19 年 7 月策定

(7) 社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援

① 保護と自立支援

◎ 現状及び課題

家族状況など様々な要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境を確保し、自立に向けた細やかな支援を行うことが課題です。

◎ 取組の方向

社会的な養護を必要とする子どもたちには、児童養護施設や里親などの制度によって保護や自立への支援が行われています。子どもたちそれぞれの個性や課題に適切に対応し、健やかに育むには、地域社会の様々な機関や人々の理解と支援が必要です。

児童の保護

- ・ 家庭の状況から保護を要する子どもやその家族に対して、児童相談所が様々な角度から検討を行い、児童養護施設等への入所決定を行います。(健康福祉部(こども局))

児童の自立支援と家族支援

- ・ 児童養護施設等に入所している児童に対し、施設と協働し個々の児童の自立支援計画を立て、計画に沿った支援を行います。また、市町や児童家庭支援センター等と連携し、保護者指導なども行い児童の家庭復帰や自立を推進します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 児童養護施設等における入所児童の生活や心理的ケアの向上をはかるため、心理療法担当職員等施設職員研修の充実に取り組みむとともに里親への研修の充実にも努めます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 保護した児童がより家庭的な環境で暮らせるよう、里親制度の活用促進、ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の普及や入所施設の個室化やケア単位の小規模化に取り組みます。なお、一時保護所についても個室等の整備など、保護した児童が安心して生活できる環境整備に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 施設を退所して就職する児童に対し、生活指導や就業支援などを行い、社会的自立を支援するための自立援助ホームの設置に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 児童の権利擁護の推進をはかるため、入所施設等における被措置児童等虐待への対応の充実をはかるとともに施設における第三者評価の受審を推進します。(健康福祉部(こども局))

取組内容

ひとり親家庭等の自立支援に関する取組は、第3章において「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」として記載しています。

② 児童虐待防止対策の推進

◎ 現状及び課題

児童虐待事件などの報道にふれることが多くなっています。地域社会が一体となって、未然防止から早期発見・対応、保護後の支援に至るまでの切れ目のない支援が課題です。

◎ 取組の方向

「子どもを虐待から守る条例」(※注17)に基づき、子どもへの虐待を防止します。児童相談の窓口となる市町と、市町を支援する児童相談所との連携と協働が必要です。また、虐待を発見した場合の通告や家族への支援などには地域との協働が不可欠であることから、より身近な地域における理解と協力が期待されます。

※注17 「子どもを虐待から守る条例」：平成16(2004)年3月23日公布 三重県条例第39号 平成16年4月1日、7月1日、10月1日施行 議員提案により平成16年第1回定例会により成立。(改正：平成17年10月21日)

児童虐待防止対策の推進

取
組
内
容

- ・ 地域における児童相談体制の強化をはかるため、市町職員等を対象に研修を実施するとともに専門的知識及び技術を必要とする相談の支援を行います。また、地域の関係機関が情報を共有し、連携して児童虐待防止に取り組む市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 県の児童相談所の体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応をはかるため、児童相談所職員への専門研修の充実、弁護士等の専門家の活用及び警察や医療機関との連携を推進し、重篤なケースに対応できる相談対応能力の向上に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 「児童虐待の防止等に関する法律」において規定されている虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務などの理解を促進するため、「子どもを虐待から守る条例」に基づく子ども虐待防止啓発月間等において、啓発に取り組みます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 児童虐待による死亡事例等が生じた場合は、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例等の再発防止に努めます。(健康福祉部(こども局))
- ・ 福祉関係者のみならず、医療、保健、教育等の関係機関や地域住民等との連携をはかり、相互に情報の共有を行い、被害児童の早期発見、早期保護に努め、児童を虐待の被害から守ります。(健康福祉部(こども局)、警察本部)

③ 障がい児支援の充実

◎ 現状及び課題

障がいの早期発見から、必要に応じた療育・指導、就労支援、社会参加といった成長に応じたとぎれのない支援が課題です。

◎ 取組の方向

障がい児の発達を保障するため、生涯を通じた支援が求められており、関係機関のネットワークによる総合的な支援体制や、身近なところでのきめ細かな支援が必要です。

取組内容

障がい児への総合的な支援の充実

- ・ 「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」(※注18)に基づき、障がい児(者)への福祉サービスの提供基盤の整備を促進します。(健康福祉部)
- ・ 障がいのある乳幼児、児童生徒および保護者に対して、早期からとぎれのない支援体制を整備します。支援の連携を具体化するため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携・協働し、情報連携ツールとしての「個別の就学支援ファイル」の活用を促進・充実をはかり、地域のネットワークを構築するなど市町の支援を行います。(健康福祉部、教育委員会)(再掲)
- ・ 障がいのある児童生徒への学校教育については、障がいの実態に応じてその能力や可能性を伸ばし、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識や技能、習慣を養うことができるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた特別支援教育の充実をはかります。(教育委員会)
- ・ 障がい児(者)や保護者が安心して地域で生活ができるよう、医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携して、生活の場の確保・就労の場の確保・相談支援体制の確保などにより、総合的な支援を行います。(生活・文化部、健康福祉部、健康福祉部(こども局)、教育委員会)
- ・ 発達障がい児への成長段階に応じたとぎれのない支援が可能となるよう、身近な市町における体制、機能の整備を支援します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 小児心療センターあすなる学園、草の実リハビリテーションセンターにおいて、医療・教育・福祉の一体的提供により、障がい児やその家族を支援します。(健康福祉部(こども局))
- ・ 障がいのある児童生徒への進路に対する意識の向上をはかるため、早期からのキャリア教育を実施する中で、児童生徒の勤労観、職業観の育成をはかります。(教育委員会)

※注18 みえ障がい者福祉プラン・第2期計画：平成21年3月策定

第3章 ひとり親家庭等自立支援の取組

～第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画～

- 1 第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の
基本的な考え方 68
 - (1)ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

- 2 個別支援施策とその方向性 69
 - (1)安定的な収入を得る就業のための支援
 - (2)子育てと生活のための支援
 - (3)経済的な安定のための支援
 - (4)各種支援制度の周知・相談機能の充実

第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画

1 第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の基本的な考え方

ひとり親家庭等の自立促進の目的は、生活の安定と子どもの健全な育成をはかるものです。三重県では、ひとり親が、子育てをしながら収入面・雇用条件等でよりよい就業につき、経済的に自立できることが本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであることから、「三重県ひとり親家庭自立促進計画」を、第一期次世代育成支援行動計画の中に位置づけてきました。

第二期計画においても、ひとり親家庭等への支援は、前章までに記載している子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりを軸とする取組とあわせ、ひとり親家庭等の就業をはじめとする支援を行います。

(1) ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

ひとり親家庭は、就業面、生活面をはじめ様々な困難に直面しています。特に、厳しい経済状況を背景に、低所得や不安定な就労形態などが母子家庭などひとり親家庭の経済的環境に大きく影響し、子育てへの負担感の増大や子どもの育ちに大きな影響を与えています。国では、経済的支援から「就業を中心とした自立支援」、「子育て生活支援」への転換を打ち出しています。加えて、子ども手当や父子家庭への児童扶養手当の支給拡大がはかられます。

第二期計画においても「自立」を促進し支える第一期計画の考え方を受け継ぎながら、ひとり親家庭の実情に応じた、きめ細やかな「自立支援」、「子育て支援」、「福祉サービスの展開」について、取組むことが必要です。

福祉分野と雇用分野の連携、市町、ハローワークなど関係機関と連携を強化し、継続して取り組むことが求められています。また、市町は、住民に身近な機関としてひとり親等の相談に応じ、自立支援と子育て支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められることから、市町が実施する各種施策の参考となるような情報の提供が必要です。

※第一期計画と同様に、第二期計画においても「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とはひとり親家庭及び寡婦をいいます。

2 個別支援施策とその方向性

(1) 安定的な収入を得る就業のための支援

厳しい経済状況のなかで、自立に向けて積極的に能力開発に取り組む母子家庭の母に対して、給付金の支給や、そのために必要な資金の貸付を行います。

①能力開発への支援

- ・高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金を支給することで、就業、就労を支援し、収入を安定的に確保するための支援を行います。

②就業、就労に関する総合的な相談

- ・三重県母子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）に就業相談員を配置し、ハローワークと連携した求人情報の提供や助言を行うとともに、母子家庭の母等への就業相談に応じ、母子自立支援員と協力し就業、就労支援を行います。
- ・求人情報が手軽に入手できるようリーフレット等の配付やホームページ、携帯電話サイトなどの様々な媒体を使い情報提供を行います。

(2) 子育てと生活のための支援

多様な就労形態に対応するため、育児や家事など「子育て支援」に対応する日常生活支援や保育サービス等を充実します。

①ひとり親家庭等日常生活支援事業等の子育て支援の推進

- ・ひとり親家庭等の母または父が、社会通念上必要と認められる場合や自立促進に必要な場合に一時的に生活援助、保育サービスなどの援助が受けられるよう、支援します。
- ・子育てに関する情報の提供や、交流の場づくりを支援します。

②保育サービス等の充実

- ・ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立支援をはかるため、市町における保育所の優先入所や放課後児童クラブなど保育サービスの充実と、ファミリーサポートセンター機能の充実を支援します。

③生活の場の提供に関する支援

- ・県営住宅の提供に当たっては、ひとり親家庭への優先入居（抽選倍率の

優遇)について、配慮します。また、市町に対しても優先入居を働きかけます。

- ・母子生活支援施設に入所が必要な母と子どもたちが、適切な保護を受けるとともに心身と生活を安定するための相談・援助を受けられるよう支援します。

(3) 経済的な安定のための支援

母子家庭等への経済的支援として、母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当の支給は、重要な支援のひとつであることから、制度について積極的に情報提供するとともに、母子家庭等の子どもが養育費を取得できるよう、社会的気運の醸成をはかるための広報・啓発を行います。

①経済的支援の適正な実施

- ・母子家庭の母や寡婦が、自身の技能習得や生活を安定させるうえで一時的に資金が必要な場合、あるいは子どもが進学する場合の費用など、「経済的自立の助成」「生活意欲の助成」を支援するため母子寡婦福祉資金貸付金制度について、積極的に情報提供を行います。
- ・ひとり親家庭に対して、児童扶養手当が適正に支給されるよう市町とともに取り組みます。
- ・ひとり親家庭の母または父とその児童等が、安心して医療が受けられるよう、その医療費の自己負担分を助成する一人親家庭等医療費助成事業を実施する市町を支援し、医療が受けられる環境を整えます。

②養育費の確保に対する支援

- ・児童の健全な育成に資するため、父または母の責任における養育費の確保について、広報、啓発活動を実施します。母子自立支援員、女性相談員等が養育費に関する相談に応じられるよう研修を実施します。
- ・養育費の取り決めや履行確保等の問題に対応するため、福祉事務所や母子福祉センターでの弁護士等による専門的相談を実施します。

(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実

ひとり親家庭への制度説明など効果的な情報提供を行い、相談機能の充実をはかるため、県母子福祉センターの機能強化をはかります。また、母子自立支援員、女性相談員など窓口となる機能の専門性を高め、「子育て支援」をキーワードとして途切れない支援を展開します。

①情報提供の充実

- ・ひとり親家庭等の就業支援や子育て支援に関する施策について、母子福祉センターのホームページ、携帯電話サイトや市町の広報誌を活用し、情報が必要な方に届くようPRします。
- ・市町と協力し、児童扶養手当等の諸手続に必要な郵送物にひとり親家庭の支援制度紹介パンフレットなどを同封し、周知広報をはかります。

②相談体制の充実

- ・ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子自立支援員が、必要な情報提供を行うとともに、女性相談員とも連携し様々な相談に応じます。
- ・母子自立支援員や女性相談員が専門的な相談に対応できるよう、就業支援や養育費問題などに関する研修を実施します。

【用語解説】

- ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭をいいます。
- ひとり親家庭等：ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦をいいます。
- 高等技能訓練促進費：看護師、介護福祉士等経済的自立に効果的な国家資格を取得するため、2年以上修学する母子家庭の母に対して生活費の負担を軽減する目的で、修学する全期間にわたり所定額を給付します。（平成23年度までの入学生に限ります。）
- 自立支援教育訓練給付金：ホームヘルパー、医療事務など指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に所定の給付金を支給します。
- 就業：職業に就くこと。
- 就労：雇用されて仕事に就くこと。

第4章 第二期三重県次世代育成支援行動計画に関する目標

◎ 取組目標一覧	・・・・・・・・・・74
----------	--------------

◎ 取組目標一覧

目標については、平成26(2014)年度の目標項目及び目標値を設定し、毎年進捗状況を確認するとともに、翌年度以降の施策の推進に反映させていきます。また、社会情勢や環境の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

『重点的取組』 関連項目番号	項 目	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
(1)－①	認定こども園数	0 か所 (H21.12末 現在)	5 か所
(1)－②	小学校区における放課後児童対策(放課後児童クラブまたは放課後子ども教室)の実施率	78.9 % (H21.12末 現在)	90.0 %
(2)	乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業ともに実施する市町数(累計)	14 市町 (H21.12末 現在)	29 市町
(3)	子育てサポーター数(累計)	100 人 (H21.12末 現在)	1000 人
(4)－①	三重県青少年健全育成条例に基づく青少年健全育成協力店の割合	66.0 % (H21.12末 現在)	78.0 %
(4)－②	青少年のインターネット等の安全安心利用にかかる出前講座の実施回数(年間)	68 回 (H20年度)	80 回
(4)－③	若年自立支援センター利用者数(年間)	766 人 (H20年度)	870 人
(5)－①	県内児童養護施設における少人数グループケア実施数(累計)	12 か所 (H21年度 見込)	17 か所
(5)－②	とぎれのない支援を行うために保健・福祉・教育等の部門を一元化した相談体制または機能の設置市町数(累計)	7 市町 (H21.12末 現在)	17 市町
(5)－③	外国人児童生徒巡回相談員の学校への訪問回数(年間)	1895 回 (H20年度)	2100 回
(6)	一般事業主行動計画の策定数(累計)	347 事業所 (H21.12末 現在)	930 事業所

【今後、三重県総合計画の改訂等により、見直しの必要が生じた場合は、目標項目、目標数値の修正を行うものとする。】

※ 参 考

市町における主な子育て支援事業の目標値は次のとおりです。

番号	項 目	現 状 値 (平成 20 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
1	通常保育事業 (児童数)	38,564 人	38,762 人
2	特定保育事業	11 か所	32 か所
3	延長保育事業	168 か所	186 か所
4	夜間保育事業	0 か所	2 か所
5	休日保育事業	9 か所	22 か所
6	病児・病後児保育事業	9 か所	15 か所
7	一時預かり事業	84 か所	104 か所
8	ショートステイ事業	13 か所	18 か所
9	トワイライトステイ事業	8 か所	11 か所
10	地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	95 か所	119 か所
11	ファミリーサポートセンター事業	17 か所	25 か所
12	放課後児童健全育成事業	9,025 人 (H21.5月 現在)	9,690 人

【目標値は平成 22 年 2 月集計現在】